沼津市富士山火山避難計画の策定について

1　概要

富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会策定。以下、「基本計画」とします。）及び沼津市地域防災計画火山災害対策編（以下、「地域防災計画」とします。）に基づき、本計画を策定いたします。

【イメージ：本計画の位置付け】

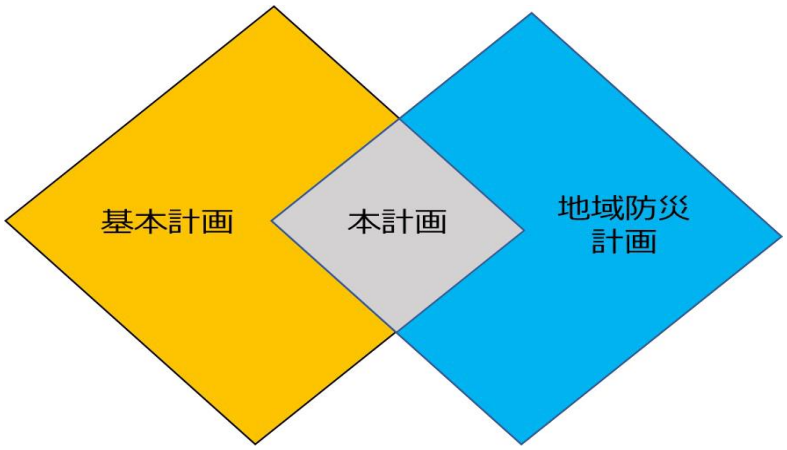

2　策定日について

令和８年３月３１日を予定しております。

3　本計画策定の経緯及び内容

本計画は、基本計画及び地域防災計画により策定を義務付けられた計画であります。

基本計画は、特別措置法に基づく法定協議会である、富士山火山防災対策協議会が策定した、富士山火山避難対策の基本的な方針を定める計画となります。

本市の地域防災計画火山災害対策編については、基本計画の避難方針に基づき、令和６年３月に策定しました。

この火山災害対策編の、第２章第２節に、市避難計画の策定という項目があり、予め本計画を策定することが定められており、今般、本計画を策定するものです。

なお、計画の内容につきましては、地域防災計画に基づき、本市が行うべき富士山火山災害に係る避難対策について、より詳細に具体的な方策を定めたものとなります。

4　本計画が対象とする富士山噴火の災害について

下記の図の、パターンＤ の災害が発生した場合に備えた計画となっております。

この噴火が生じた場合には、**１８～２４時間以内に、本市の門池及び大岡地区の一部に、溶岩流が到達する可能性**があります。

【溶岩流の流下パターン及び想定火口範囲の区分と重ね合わせ図】

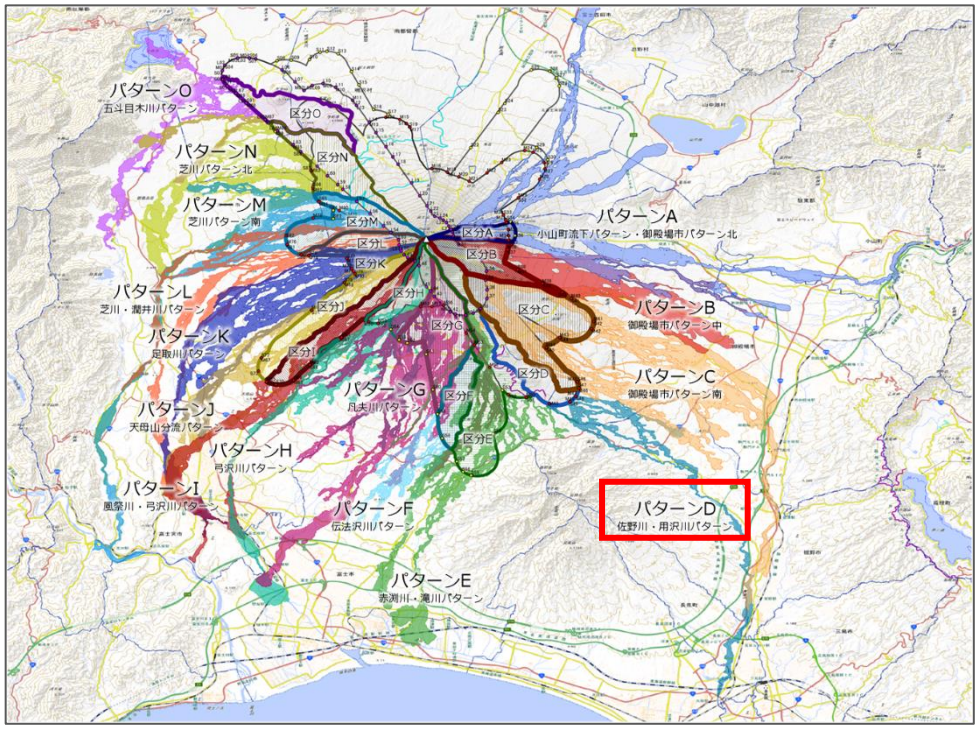

市内には、第４次から第６次の避難エリアがありますが、本計画は、まず**第４次避難エリアの住民等を避難させる**ための計画となります。

【避難対象エリア】

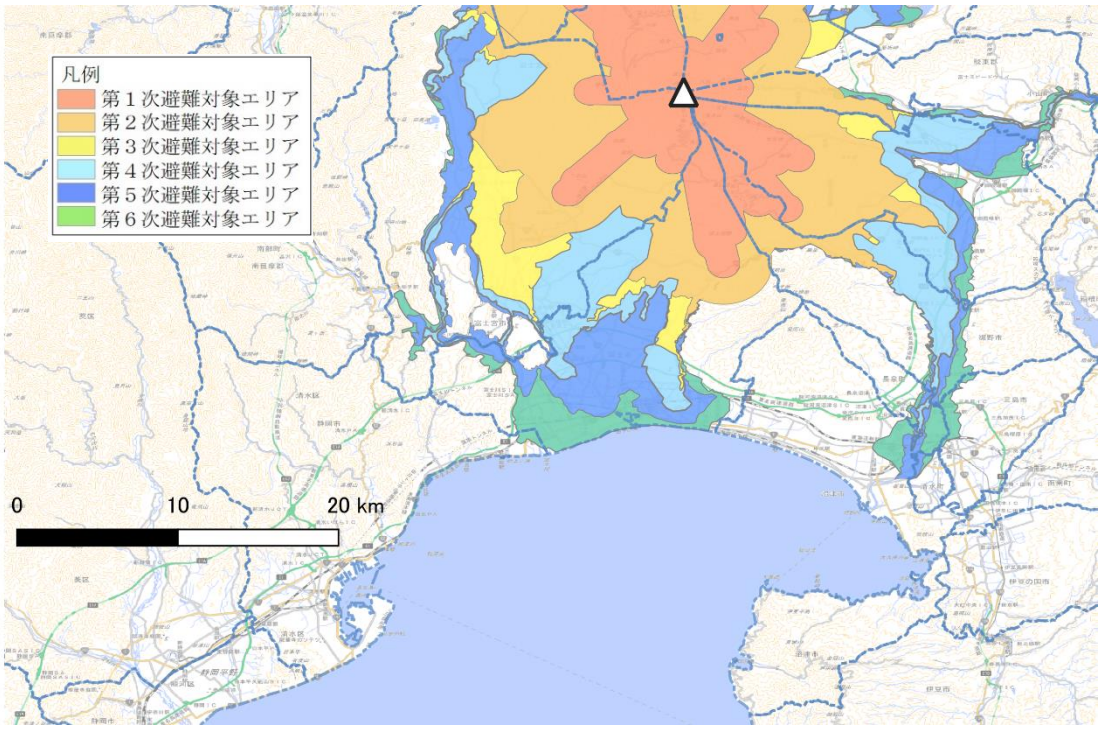

5　本計画の内容について

①　**第１章（総則）**は、富士山火山の噴火現象の種類及び、**噴火現象ごとにどのような経過を辿るか**を記載しております。

本市に影響のある具体的な噴火現象は、想定されている 252 地点の噴火口のうち、1 地点のみを対象としており、噴火の種類も溶岩流の流下のみとなっております。

この溶岩流の流下パターンは「流下パターンＤ」と定められており、発生した溶岩流が黄瀬川を流下して、本市内に到達する可能性が考えられております。

②　**第２章（事前対策）**は、富士山の噴火に備えて**本市が予め取るべき対策**を規定しております。

具体的には、富士山噴火に係る啓発、噴火に関する情報収集の方法、噴火に対応する市職員の配備体制、避難を検討すべき市内の地域の選定、避難情報発令のタイミング、避難に際して特に支援を要する者及び避難を優先する施設への対策などが規定されております。

③　**第３章（避難対策）**は、富士山火山が噴火した際の基本的対策は、「避難」であることを踏まえ、**住民が避難を行うに際して必要な事項を規定**しております。

具体的には、いち早く避難させるべき地区（自治会）の選定、避難の際に考慮すべき事項、避難指示の発令に係る手順、避難先の選定及び避難所開設の手順、避難方法及び交通規制及び、市外への避難が必要となった際の手順等が規定されております。

④　**第４章（避難後の対応）**は、緊急的な避難が完了した後に、**避難した住民の生活を安定させるために、市が行うべき事項**を記載しております。

具体的には、避難所の運営方法、必要に応じた避難所の移動、噴火の経過を考慮した一時帰宅及び避難指示等の解除について規定されております。